

令和6年度文京区障害者地域自立支援協議会子ども支援専門部会主催研修会
切れ目のない支援を実現するために～教育と福祉の連携と課題～ 次第

日時 令和6年7月29日(月)午後2時開始

会場 文京区民センター3階 会議室3A

1 開会（5分）

挨拶・趣旨説明

2 議題

(1) 話題提供・質疑応答（45分）

「教育と福祉が切れ目のない支援を実現するために～文京区の現状と課題～」

- ① 文京区教育センター 武田氏 【資料第1号】
- ② 文京区教育指導課 高橋氏 【資料第2号】
- ③ 大塚生活あんしん拠点 北原氏 【資料第3号】
- ④ 障害者就労支援センター 皆川氏 【資料第4号】

休憩（10分）

(2) グループワーク（85分）

- ① グループワーク（60分）
- ② 全体共有（20分）
- ③ 学識経験者よりコメント（5分）

3 閉会（5分）

まとめ、事務連絡、挨拶

文京区教育センター

- ◆平成27年度より開設
- ◆子どもたちの健やかな育ちを支える拠点
- ◆「個が輝き共に生きる文京の教育」を実現する学校支援センター



子どもたちの育ちの相談・支援

総合相談室

(発達相談・専門訓練・
教育相談・アウトリーチ)



児童発達支援センター

(そよかぜ・ほっこり・相談支援事業所)



学校支援センター

(ふれあい教室・SSW・SCなど)



文京区発達支援センター相談支援事業所

- ◆ 一人ひとりの相談に応じて障害福祉サービスがスムーズに受けられるように連携をしたり、情報提供などのサポートを行っています。
- ◆ 相談内容に応じて、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を利用する際に必要な「サービス等利用計画(案)」を作成しています。

切れ目のない支援を実現するために課題となっていること

- ◆ 学校や放課後等デイサービスと連携することが多いが、相談支援事業所の役割を伝える工夫が足りないため、十分に理解していただき連携していただくまでに時間がかかる。
- ◆ サービス等利用計画案を作成する際に、関連機関と支援方針や内容、サービスについて一緒に検討する機会が十分持っていない。

文京区立学校の現状

1. 基本情報

幼稚園 10園

(1)人材

- ・特別支援教育コーディネーター
- ・特別保育支援員
- ・バリアフリーパートナー

小学校 20校

(1)人材

- ・特別支援教育コーディネーター
- ・特別支援教育担当指導員
- ・交流及び共同学習支援員(特別支援学級設置校のみ)
- ・バリアフリーパートナー
- ・介助員

(2)学級等

- ・特別支援学級
知的障害 6校
自閉症・情緒障害 2校
- ・通級指導学級
言語障害・難聴 1校
- ・特別支援教室 全校

中学校 10校

(1)人材

- ・特別支援教育コーディネーター
- ・特別支援教育担当指導員
- ・交流及び共同学習支援員(特別支援学級設置校のみ)
- ・バリアフリーパートナー
- ・介助員

(2)学級等

- ・特別支援学級
知的障害 4校
自閉症・情緒障害 1校
- ・特別支援教室 全校

2. 本区の特別支援教育にかかわる事業

(1) 職層によって行う特別支援教育にかかわる研修及び主任会

(2) 各校が自校の実態に即して校内研修できるインクルーシブ教育支援事業

(3) 特別支援教育担当指導員、交流及び共同学習支援員等の人的配置

(4) 適切な就学に向けた就学相談及び特別支援教育相談委員会

等

3. 本区の特別支援教育にかかわる 成果と課題

成果

- ・児童・生徒への個別の対応の充実
- ・研修による専門性の向上
- ・専門性の高い教員の実践

課題

- ・支援者同士のつながりの難しさ
- ・児童・生徒数の増加
- ・児童・生徒の実態の多様化

地域生活支援拠点とは？

「地域生活支援拠点」は、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害者が住み慣れた地域で生活をするために、地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目指す機関。文京区の地域生活支援拠点は、介護保険の日常生活圏域[本富士・駒込・富坂・大塚]に合わせて4地区に開設。各地区の拠点は、文京区が社会福祉法人等に委託して運営している。

【開所日・時間】

平日 午前10時～午後5時30分まで

※土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）までは休業

【対象者】

区在住の障害者、障害児及びその家族等

※相談支援に関しては住所地の日常生活圏域[本富士・駒込・富坂・大塚]にて担当

【職員体制】

地域連携調整員（拠点コーディネーター）を配置。支援員は福祉専門職の資格を所持。



大塚生活あんしん拠点

地域生活支援拠点とは？② 障害のある方が住み慣れた地域で生活を続けるために求められる5つの機能

①「相談」

障害者及びその家族などの相談を受け、関係機関と連携しながら支援を行う機能。

②「緊急時の受入れ・対応」

短期入所を活用し、障害者の状態変化や介護者の急病などの緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な支援を行う機能。

③「体験の機会・場」

地域移行支援や親元からの自立などに当たって、共同生活援助の利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能。

④「専門的人材の確保・養成」

医療的ケアが必要な障害者等や重度化した障害者等などに対して、専門的な対応ができる体制を確保し、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

⑤「地域の体制づくり」

障害者が地域で住み続けられるように、地域の関係機関との連携体制を構築し支援する機能。

※各地区の地域生活支援拠点は「①相談」と「⑤地域の体制づくり」の2つの機能を担います。その他の機能については、拠点と地域の関係機関が協力して実施して行きます。

地域の体制づくり

文京区の各拠点では、地域体制づくりの一環としてサロン運営を行っています。
※運営形態は各拠点で異なります。

1 利用の趣旨

「障害者や地域の人々が気軽に立ち寄れ、交流できる場所」

2 利用者

区内在住の障害者・区民

*グループの場合は、該当者が含まれていれば可とする。相談支援とは異なり、サロンはどの拠点でも利用可能。

サロンで目指すもの

- 地域で暮らす方が、一息つける交流スペースの運営を目指していく。
- 地域の作業所に作品を展示、自主生産品の販売など、障害理解の普及啓発。
(障害のある方との接点がある場所)
- サロンの居場所としてだけでなく、地域の社会資源が集まる場所、地域の方がちょっとした集まりに使える場所など地域に開かれた場所



大塚生活あんしん拠点
サロンスペース

【支援の切れ目】①教育→福祉、②児童→成人、③児童福祉→障害福祉 生活介護や地域生活支援拠点従事期間において感じた「18歳」における切れ目

①学校教育法→障害者総合支援法

例：特別支援学校と文京区内生活介護事業所を比較すると、ハード面・マンパワーの違いが大きい。長く慣れ親しんだ場所と人間関係も大きく異なり、新たな生活環境への変化が大きな「支援の切れ目」を伴う。※特別支援学校による卒業後のアフターフォローがある。

②障害者総合支援法（児童⇒成人）

例：放課後等デイサービスに変わる福祉サービスのコーディネートが必要。

18歳以降は障害福祉サービスの切り替え時期。本人のみならず家族の生活スタイルの変化が伴う事がある為、「支援の切れ目」となりやすい。

16:00頃日中支援サービス終了で帰宅となると家族も困る。就学時は放課後等デイサービスを利用出来た。卒業後は、短期入所、移動支援、地域活動支援センターの利用を視野にコーディネート。サービスの申請、受給、事業所探し契約等利用の為の準備も伴う。計画相談も同様。

③18歳以降の支援引継ぎ

例：「18歳以降は支援に関われないので...」

地域生活支援拠点の支援において、聞く機会が増えたフレーズ。長く支援に関わっていた支援機関との、継続した連携支援が困難に。支援は制度や年齢で区切れないのではないだろうか。制度や年齢で「支援の切れ目」が生じる為、縦割り支援の垣根を低くする（無くす）検討が必

文京区障害者就労支援センターとは

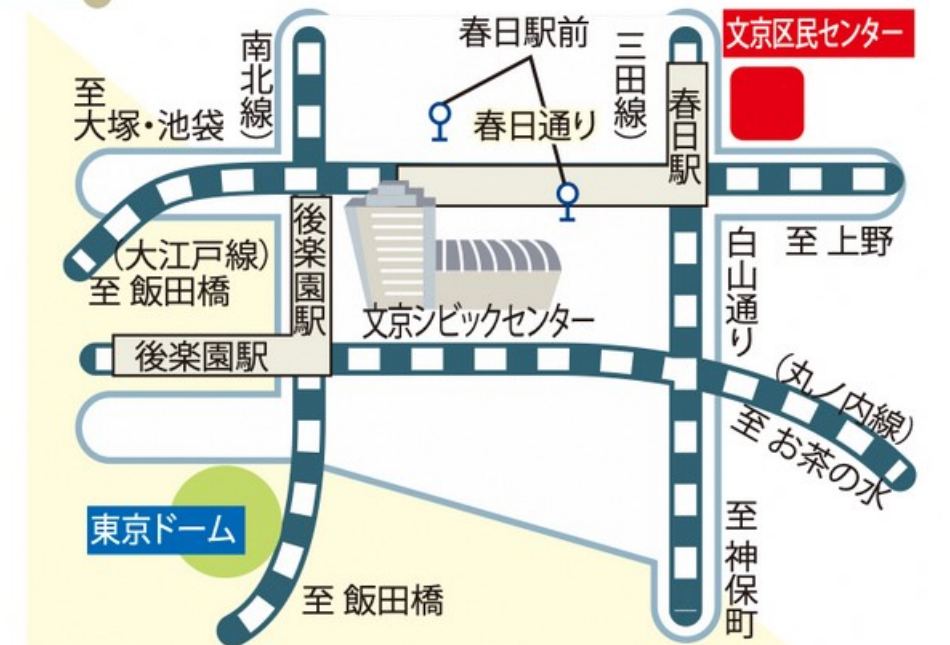
都内の各区市町村に設置されている地域の就労支援機関です。就労支援と就労に伴う生活支援を一体的に行っています。ご利用は登録制になっています。

ご利用できる方

- ①身体・知的・精神障害などの障害のある区内在住の方で、企業への就労を希望する方
- ②現在、就労している区内在住の障害のある方
- ③障害のある方を雇用している、または雇用希望のある区内企業・事業所



所在地



東京メトロ 丸ノ内線・南北線後楽園駅 直結
都営地下鉄 大江戸線・三田線春日駅 直結

本郷4-15-14 文京区民センター1階
都営地下鉄：三田線・大江戸線
東京メトロ：丸ノ内線・南北線

1 障害者就労支援事業

1. 就労支援
2. 生活支援(就労に必要な生活支援)
3. 地域開拓促進

2 余暇支援事業

1. たまり場(月1回程度)
2. 就労継続を祝う会
3. 生活の質向上事業(生活講座)
(年6回程度)

3 障害者雇用体験・実習事業

1. 庁内インターンシップ事業
2. 企業等実習事業
3. 中小企業障害者雇用体験助成事業

4 福祉的就労の充実に向けた支援事業

1. 文の京ハートフル工房販売会・展示会
2. ハートフル工房連絡会(年6回程度)
3. ジョブ～る文京

5 関係機関との連携

1. 文京区障害者地域自立支援協議会
就労支援専門部会
2. 就労支援者研修会・文京区障害者
就労支援連絡会議

6 障害者就労・雇用の普及啓発事業

1. 障害者就労支援センター講演会
2. 障害者雇用促進セミナー (HW主催)
3. 機関紙の発行(年3回程度)

就労支援センターから見る課題

★特別支援学校卒業生の対応

★特別支援学校以外からの相談対応

★大学生からの相談対応(ご本人・保護者)

★学生から社会人になる際に必要なこと